

ASHIGIN
WEALTH
REPORT

2023.11.30

VOL. 17

贈与財産の持ち戻し期間が 7 年に延長

2024 年 1 月 1 日から開始される生前贈与に関する税制改正項目に「①暦年贈与における相続財産への持ち戻し期間の延長」と「②相続時精算課税制度の改正」があります。次号と併せて 2 回に分けて、これら税制改正項目について解説いたします。今回のレポートでは、①について解説いたします。

なお「持ち戻し」とは、相続又は遺贈（遺言により財産を取得）等により財産を取得した人が、暦年贈与により取得した贈与財産の価額については、相続税の課税価額に加算（持ち戻し）される制度です。

以下では、生前贈与の現状と改正のポイント、及びその対応策についてご案内します。

1. 生前贈与の現状と改正のポイント

(1)生前贈与の定義と持ち戻し（加算）期間

ご家族等に財産を引き継ぐ方法としては、相続以外に生前贈与があります。生前贈与とは、生きていた間に無償で財産を与えることです。生前贈与では贈与税がかかる場合がありますが、早い段階で若い世代への資産移転が可能です。

(2)暦年贈与の概要と改正内容

暦年贈与は、1 月 1 日～ 12 月 31 日までの 1 年間（暦年）に贈与した財産の合計額が、贈与税の基礎控除（年間 110 万円）以下であれば、贈与税がかからないことを活用した資産移転（贈与）の制度です。今回の税制改正により、相続財産への持ち戻し期間が 3 年から 7 年に延長されることとなり、実質的に相続税の増税と捉える必要があります。具体的には、2024 年中に実施した贈与については、最長 2031 年までに発生する相続について持ち戻しされることとなります（2023 年中の贈与は 2026 年の相続発生まで持ち戻し）。なお、暦年贈与をする場合は「定期贈与」について注意が必要です。たとえば、毎年 100 万円ずつ 10 年間にわたって贈与をすることが、贈与を受ける人との間で契約（約束）されている場合には、契約（約束）をした年に、定期金給付契約に基づく定期金に関する権利（10 年間にわたり 100 万円ずつの給付を受ける契約に係る権利）を贈与したもとして贈与を受ける人に、贈与税がかかります。

	現行	改正後
基礎控除額	110 万円	
贈与税計算期間	毎年 1 月 1 日～ 12 月 31 日	
持ち戻し（加算）期間	相続発生時から 3 年以内	相続発生時から 7 年以内

(3)改正後の制度利用のポイント

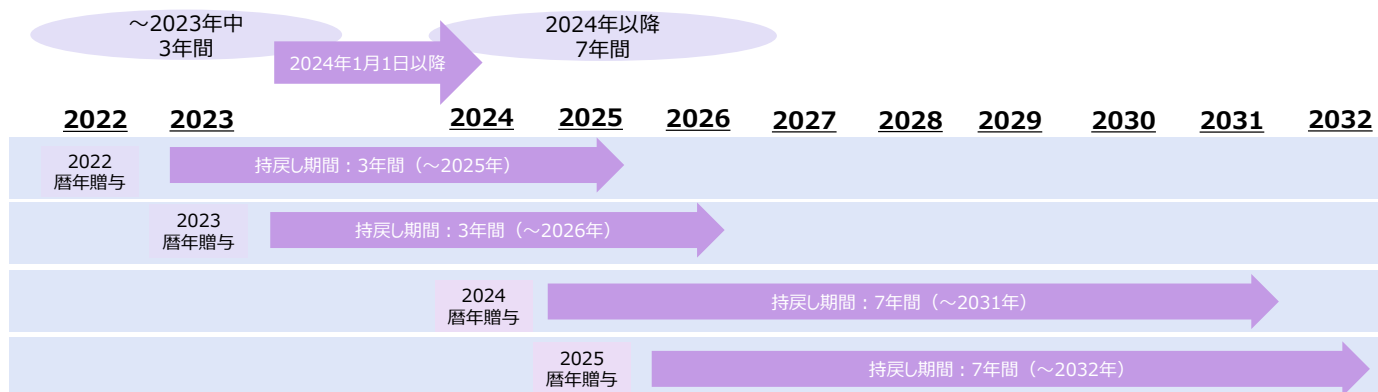
持ち戻し期間が 3 年から 7 年に延長されることから、今後は、より早期から暦年贈与を行うことで、課税される遺産総額が減り、相続税の軽減につながります。

(4)改正の影響が出るのは 2027 年以降の相続から

以下の図表の通り翌 2024 年中の贈与は、最長 2031 年の相続発生からさかのぼって相続財産に加算されることとなります。

1-1. 暦年贈与の持ち戻し期間（2023年税制改正）

暦年贈与の持ち戻し期間（改正後）



例) 2023年の暦年贈与については、2026年の相続開始まで加算対象
2024年の暦年贈与については、2031年の相続開始まで加算対象
2025年の暦年贈与については、2032年の相続開始まで加算対象
→本税制改正により、相続財産に加算しなければならない暦年贈与の範囲が拡大されました

※ 延長された4年間（相続開始前3年超7年以内）に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで相続財産に加算されません。

【出典】国税庁_令和5年度相続税及び贈与税の税制改正のあらまし（令和6年1月1日施行）をもとに当行にて作成

2. 改正を踏まえた対応策

(1)暦年贈与の場合、2023 年内の贈与であれば本税制改正の影響はなし

3年内贈与加算は2023年内の贈与まで有効です。特にご高齢の方は、今年中に贈与を行うことも選択肢です。

(2)年齢・贈与金額に応じたシミュレーションの実施

贈与期間が長ければ長いほど多くの財産を子・孫世代に生前贈与することが可能となります。また、暦年贈与の基礎控除(110万円)の範囲を超えた金額の贈与を行うことも、将来の相続税(最高税率55%の累進税率)を想定した場合に有効になり得ます。相続税と贈与税の税率を比較する上で、実効税率を確認することが大切です。実効税率とは、取得した財産の金額に対する税金の負担割合をいいます。相続税の実効税率よりも贈与税の実効税率が低ければ、生前贈与を行う効果があります。ご年齢や財産状況を踏まえた最適な暦年贈与金額はいくらなのか、贈与税・相続税トータルでどのくらい税額軽減になるのかを、この機会に専門家等と一緒にシミュレーションするとよいでしょう。

(3)孫への贈与

生前贈与の持ち戻しの対象となるのは、相続又は遺贈(遺言により財産を取得)等により財産を取得した人だけです。そのため、相続人ではない孫に対する生前贈与は持ち戻しの対象となりません。ただし、子(孫の親)が先に死亡し代襲相続が発生していたり、孫が遺贈(遺言により財産を取得)で財産を取得したり、死亡保険金の受取人になっていた、相続時精算課税制度による贈与を受けているときには、孫に対する贈与も持ち戻しの対象となりますので注意が必要です。

3. 贈与について検討する際は専門家に相談を

一口に生前贈与と言っても、家族構成やライフプランを踏まえた検討が必要です。足利銀行では、専門のスタッフが資産承継全般のご相談を承っております。ぜひお近くのブロック個人営業部へご相談下さい。



本レポートは情報の提供を目的として足利銀行が作成したものであり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではありません。なお、個別の税務の取扱等については、税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。